

1 平成27年度事業に関する評価

(1) 事業実績

①農地中間管理事業

実績市町村数 41 (対前年度 5市町村の増)

貸付面積 1,469ha (前年度対比 約7.1倍、目標2,500ha対比59%)

*新規の権利設定面積の割合が全国を下回り、寄与率が低い。

②特例事業(農地売買支援事業)

実績市町村数 44 (前年度 3市町村の増)

買入面積 90.0ha (対前年度比16%強の増、目標100ha対比91%)

(2) 前回の事業評価委員会の意見への対応状況

①事業に取り組む市町村数の増加について

改正農業委員会法の4月施行後、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する事業説明、協力依頼が始まっており、今後の具体的な連携による実績に期待

②「人・農地プラン」に係る話合いの促進

県は市町村に対し、実質的な話合いが可能になるようプランエリアの見直しを指導しているほか、委員会の提言を踏まえて、機構や県職員等による「重点地区支援チーム」を編成して対処する方針であり、今後の成果に期待

③担い手農業者との事業連携について

早期に具体的な連携活動を開始することが重要

④事業管理システムの活用と「賃借料の物納」について

事業管理システムについては、6月6日から運用開始、米による賃借料の物納は本年度当初から制度化された。

2 今後の事業展開に向けた意見

(1) 新規の農地貸借を増加させる必要がある。

県内の新規借り入れ希望面積は約4,700haと見られる新規借り入れ希望面積に対応するため、市町村、農業委員会、JA等の関係者が具体的な連携対応をすることが必要

(2) 全県下において、他の制度から農地中間管理事業に計画的に移行できるようにする必要がある。

(3) 「人・農地プラン」の具体化は農地中間管理事業を進める大前提であるが、現状、多くのプランが農地の動きを誘起する内容になっていない。指導機関である県が中心となって、引き続き市町村に強く働き掛けることが重要

(4) 実績データの分析や他県事例の調査等を行い、問題点の打開策を随時講じていく必要がある。

(5) 分かり易い資料を作成し、引き続き農地所有者に対する制度啓発を積極的に行う必要がある。

(6) その他

委員会の説明資料を予め送付してほしい。